

# 令和5年度

## 第1回糸魚川市地域公共交通協議会

### — 参考資料 —

- 資料1 令和4年度 公共交通計画推進業務委託 概要
- 資料2 路線バス運賃について
- 資料3 西海地区グリーンスローモビリティ実証運行 結果概要
- 資料4 まいにちタクシー（一括定額運賃タクシー実証実験） 実験結果概要
- 資料5 公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律
- 資料6 糸魚川市地域公共交通協議会規約

# 令和4年度 公共交通計画推進業務委託 概要

目的: さらなる見直しを推進するために、既存のデータを整理し現状を把握する

## ●乗降調査のデータ整理

糸魚川バスが行っている乗降調査(年4回、1回:1週間、全便・全バス停の乗降)について、データベースとして処理できる形に整理。  
 ※調査日ごと、便ごと、バス停ごとの乗降を1行のデータとして再入力 1回の調査データ = 約18万行

運行本数		5		土曜往路																				乗降調査データ						
OK	バス停名	大沢	石曾根	電化口	北斗町	青海港町	青海駅入口	きらら青海入口	名引西	新名引	新寺地	新中島	新田海	新田土前	田沢小学校	新須沢	須沢南	新堀川橋	姫川橋詰	寺島西	新寺島	横町五丁目	ハローワーク前	横町一丁目	四ツ角	本町十字路	糸魚川駅日本海口	合計		
往路第1便		出発時間																												
		11:20																												
調査日	曜日	天候	バス停名	大沢	石曾根	電化口	北斗町	青海港町	青海駅入口	きらら青海入口	名引西	新名引	新寺地	新中島	新田海	新田土前	田沢小学校	新須沢	須沢南	新堀川橋	姫川橋詰	寺島西	新寺島	横町五丁目	ハローワーク前	横町一丁目	四ツ角	本町十字路	糸魚川駅日本海口	合計
4/16	土	雨	乗降						1			4											1		1			1	6	
4/23	土	晴	乗降								1	2											1		1			4	5	
合計		乗降状況		0	0	0	0	0	1	0	0	1	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	11	
平均		乗降状況		0	0	0	0	0	0.5	0	0	0.5	3	0	0	0	0	0	0.5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	

ある調査日の  
ある便のあるバス停の乗降

↓ データとして活用しやすい形

1行のデータ(一件明細)へ変換

一件明細化  
1調査分=178,811件(約30MB)

一件明細化(データベース化)することで表計算ソフトの機能を使い、様々な切り口での整理が容易に可能になる。  
 ※路線別、バス停別、時間帯別、曜日別、天気別 など

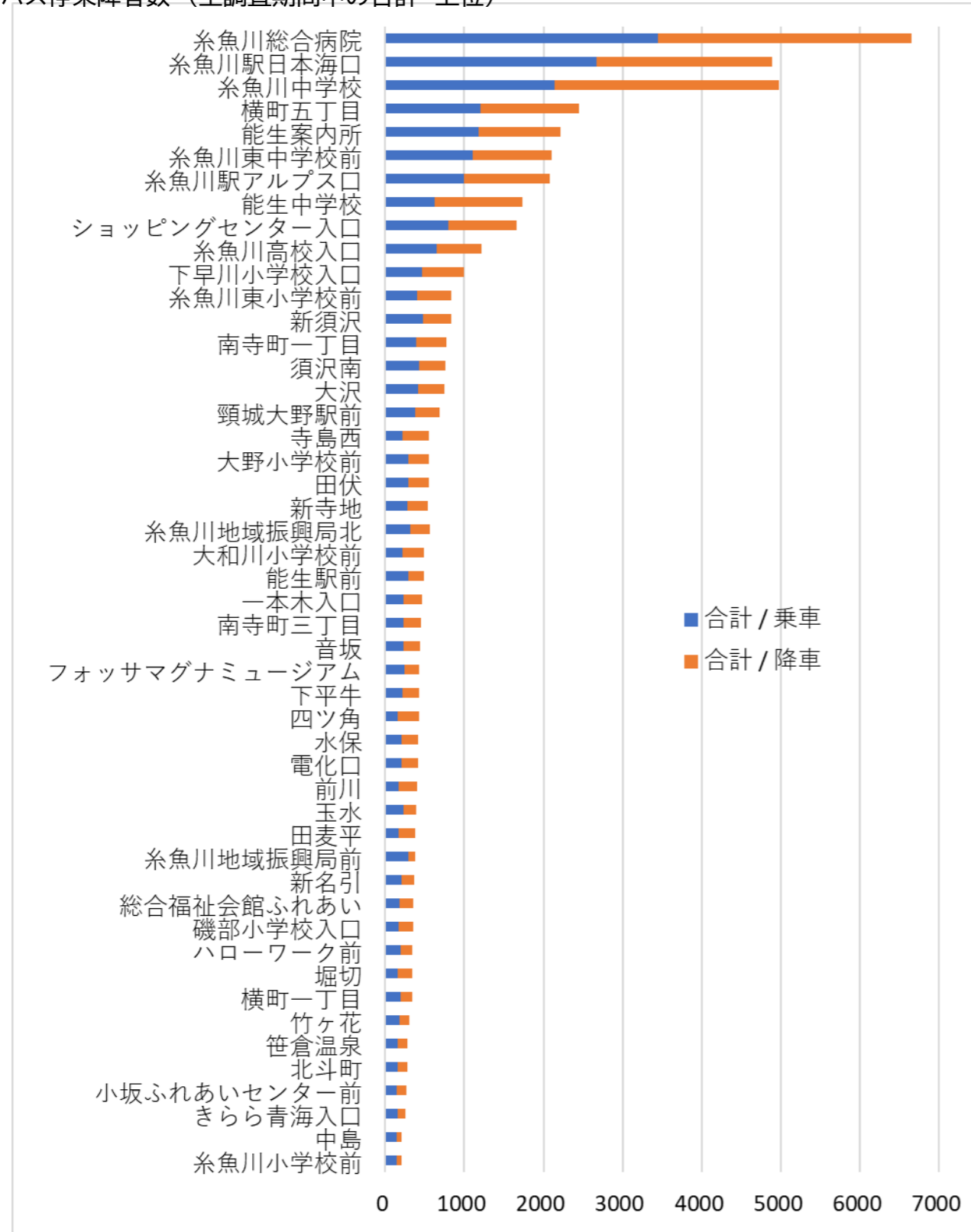
調査番号	路線名	系統方向	便	マーク	番号	日付	発時刻	バス停名	乗車人	降車人	天候
1	01青海糸魚川線	往路	土	起点	001	2022/4/16	11:20	大沢			
1	01青海糸魚川線	往路	土		002	2022/4/16	11:21	石曾根			
1	01青海糸魚川線	往路	土		003	2022/4/16	11:21	電化口			
1	01青海糸魚川線	往路	土		004	2022/4/16	11:22	北斗町			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		005	2022/4/16	11:24	青海港町			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		006	2022/4/16	11:24	青海駅入口	1		雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		007	2022/4/16	11:25	きらら青海入口			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		008	2022/4/16	11:26	名引西			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		009	2022/4/16	11:26	新名引			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		010	2022/4/16	11:26	新寺地	4		雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		011	2022/4/16	11:27	新中島			雨
1	01青海糸魚川線	往路	土		012	2022/4/16	11:28	新田海			雨

一件明細化

●データの活用・見える化

データベース化することで、以下のようなデータを簡単に取得可能になる

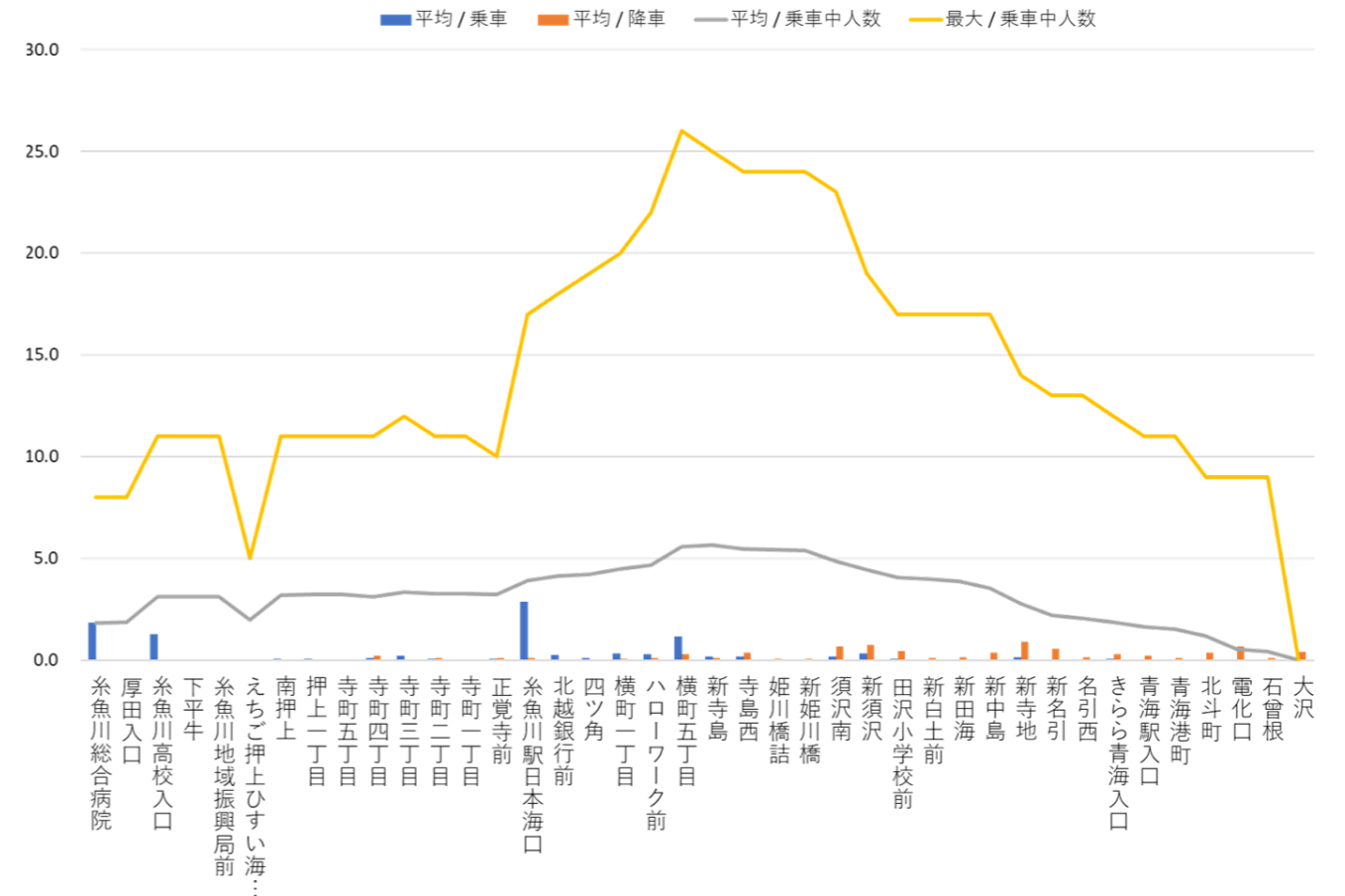
・バス停乗降者数（全調査期間中の合計 上位）



・時間帯別のバス乗車人数（全調査期間中の合計 上位）

合計 / 乗車	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	総計
糸魚川総合病院		337	220	336	650	673	198	218	260	240	158	131	22		3443
糸魚川駅日本海	9	229	347	176	244	472	71	263	156	186	283	177	45	9	2667
糸魚川中学校		1	11	1			4			582	430	380	734		2143
横町五丁目	0	54	69	113	367	151	182	76	72	13	71	39	3	0	1210
能生案内所	12	2	250	124	93	17	171	96	0	162	198	48	3		1176
糸魚川東中学校前	0	2	2	1	2	8		46		461	283	139	159	0	1103
糸魚川駅アルプス		33	6	141	197	127	95	33	158	74	54	47	32		997
ショッピングセンター	0	16	57	155	249	93	108	73	42	1	0	2			796
糸魚川高校入口		142	65	26	27	8	20		18	3	173	110	61		653
能生中学校	1	0	11	0							277	128	212		629
新須沢	21	150	67	95	20	12	1	6	11	2	19	73	4	0	481
下早川小学校入口	0	15	49	0	14	4		34		241	101	1	0	0	459
須沢南	21	133	80	50	16	21	1	8	13	1	44	7	31	1	427
大沢	3	225	14	48	25	11	5	11		0	34	37	7	1	421
糸魚川東小学校前		72	15	30	63	67	35	7	39	40	12	11	13		404
南寺町一丁目		7	24	35	83	90	44	6	27	45	10	13	4		388
頸城大野駅前		275	6	25	21	0		4		0	36	6	0		373
総計	67	1677	1252	1258	1977	1910	920	916	827	2092	2184	1347	1332	11	17770

・路線別集計（便平均）



## 路線バス運賃について

### 運賃及び料金

道路運送法第9条から第9条の3には運賃及び料金について定められています。

#### 《運賃の種類》

##### ①上限運賃

旅客運送事業者が国に対して申請を行い、国は能率的な経営のもとにおける適正原価、適正利潤であることを判断してそれを認可した運賃。旅客運送事業者はこの上限の範囲内で運賃を定める。

##### ②実施運賃（届出運賃）

旅客運送事業者が国に対して届け出を行った運賃。国が上限・下限の公示運賃を定めている場合は、その範囲内であることが求められるが、審査、認可の必要はない。

##### ③協議運賃

地域公共交通会議等によって、関係者の合意のもと、協議が調った運賃。合理的な基準が必要とされるが、設定額に対する規制はない。②の「届出運賃」の一環と位置づけられる。

##### ④軽微運賃

旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃および料金。（協議運賃に該当するものは除く。）

#### 《運賃の制定形態》

・対キロ区間制 ・特殊区間制 ・均一制 ・地帯制

### 地域公共交通会議の合意による手続きの緩和

地域公共交通会議等の協議結果に基づき、許認可要件や手続きの弾力化や簡素化が可能となり、これらが会議設置によるメリットとなります。なお、このメリットを受けるには申請時の協議証明が必要となる。

< 道路運送法及び同施行規則の抜粋 >

## 道路運送法

### 第二章 旅客自動車運送事業

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

- 第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
  - 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - 五 実施予定日
- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。
- (法第九条第四項の協議が調つたとき)
- 第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

## 西海地区グリーンスローモビリティ実証運行 結果概要

### 1 運行日時

令和4年10月12日(水) 9:30~15:30

### 2 運行内容

(1) 参加者 いきいきサロン(西海地区主催)参加者、西海地区役員、市職員等

(2) 運行スケジュール

時間	運行経路	距離 (km)	備考
9:30 ~10:05	平牛会館~サロン参加者自宅(公民館北側)~西海地区公民館	5.5	サロン参加者3人と 地区役員1人乗車
11:40 ~13:00	西海地区公民館~サロン参加者自宅(公民館南側)~西海地区公民館	10.2	サロン参加者4人と 公民館主事1人乗車 登坂で大きく電力を消費
13:30 ~14:30	西海地区公民館~真木地区~西海農村公園	8.4	地区役員等3人と市職員3 人乗車
14:30 ~15:30	参加者運転体験(西海農村公園) ※市民参加あり		西海地区民・根知地区・市 議・上早川集落支援員・市 職員等 20人程度参加

※2回目の運行で大きく電力を消費し、残量が10%となったためバッテリーを交換  
平地での運行であれば約40kmの走行が可能

### 3 参加者の声

(1) サロン参加者

- ・時間があるときは、外の景色が楽しめていい。
- ・思っていたより音がうるさかった。
- ・冬になったときにちゃんと走れるか心配。
- ・風が冷たかった。
- ・時間がかかりすぎ。
- ・たまに乗る分にはいいけど、普通の車の方がいい。



(2) 西海地区役員等意見

- ・県道走行時、他の車両の交通の妨げになる。
- ・ハンドルが重い。
- ・坂道には強い。
- ・乗降が楽。
- ・季節の良いときは快適。



# まいにちタクシー(一括定額運賃タクシー実証実験) 実験結果概要

## 1 実施概要

- (1) 実施期間 令和4年10月20日～令和5年3月19日(5か月間)
- (2) 利用可能時間 9:00～15:00(6時間)
- (3) 実施エリア 糸魚川市街地エリア
- (4) 利用価格 一般:月額12,000円、高齢者・障がい者10,000円

## 2 利用者属性

- (1) 利用者数 実人数26人(延べ88人)
- (2) 性別 男性:5人、女性:21人
- (3) 年齢



年齢	人数(人)	割合(%)	年齢	人数(人)	割合(%)
60歳未満	2	7.7	75～79歳	3	11.5
60～64歳	0	0	80～84歳	8	30.8
65～69歳	3	11.5	85～90歳	7	27.0
70～74歳	3	11.5	90歳以上	0	0

## 3 利用動向

- (1) 平均利用回数 28.9回
- (2) 平均利用金額 33,777円
- (3) 目的地

目的地	回数(回)	目的地	回数(回)
ひすいの湯	219	ハッピー(スーパー)	104
糸魚川総合病院	89	原信(スーパー)	87
イチコ(スーパー)	78	よしだ病院	26
その他病院・医院	59	銀行・信組・信金	30

## 4 利用者等の声 ※実証実験終了後に利用者にアンケートを実施

### 【良かった点】

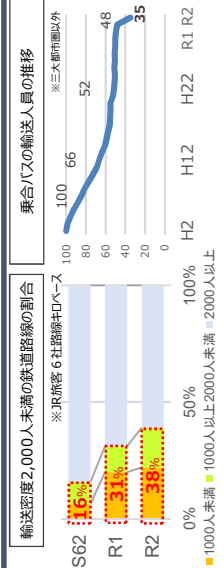
- ・病院や買い物が安心して行けて、温泉(ひすいの湯)へも入れてよかった。
- ・雨や雪が降った時、重たい物を買ったときはありがたかった。
- ・高齢者で免許を返納し、買い物に困っていました。まいにちタクシーで助かった。

### 【悪かった点】

- ・予約ができなかったこと、スーパーで30分以上待っていたこと。
- ・9時から3時までで余裕がありそうで、午後の買い物のときには時間的にきつかった。
- ・「タクシー利用はもったいない」感があり、なんとなく利用しづらい。
- ・時間的に制約がある点、利用しづらい。

背景・必要性

- 人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、コロナ禍の直撃により、地域交通を取り巻く状況は年々悪化。
  - 特に一部のローカル鉄道は、大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況。
- あらゆる交通モードにおける**地域の関係者の連携・協働＝「共創」**を通じ、**利便性・持続可能性・生産性**が向上するよう、地域公共交通ネットワークを**再構築＝「リ・デザイン」**することが必要。



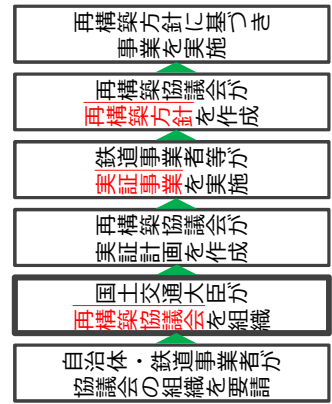
法改正の概要

地域の関係者の連携と協働の促進【地域公共交通活性化再生法】

- ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の**「地域の関係者」の「連携と協働」**を追加し、国の努力義務として、**関係者相互間の連携と協働の促進**を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築の創設・拡充【地域公共交通活性化再生法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する**「再構築協議会」**を創設(協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援)。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調ったよう積極的に関与。



- ・再構築方針等に基づいて実施する**「鉄道事業再構築事業」を拡充**し、路線の特性に応じて鉄道輸送の高度化を実現。

- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組み自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。<予算>

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域公共交通活性化再生法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準(運行回数等)、費用負担等の協定を締結して行う**「エリア一括協定運行事業」**を創設。
- ・新規参入の申請については、エリア一括協定運行事業の計画維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないか審査。

- ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援(上下分離も可能)。

「道路運送高度化事業」の拡充

- ・AIオンデマンド、キヤッシュレス決済、EVバスの導入等の**交通DX・GX**を推進する事業を創設。

- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(畑)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるような措置。
- <予算・財投・税制>



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

- ・**地域の関係者間の協議が調ったとき**は、国土交通大臣への**届出**による運賃設定が可能とする**協議運賃制度**を創設。

(※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築 (KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件 (2022年10月時点) ⇒ 300件 (2027年度)



# ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【地域公共交通活性化再生法】

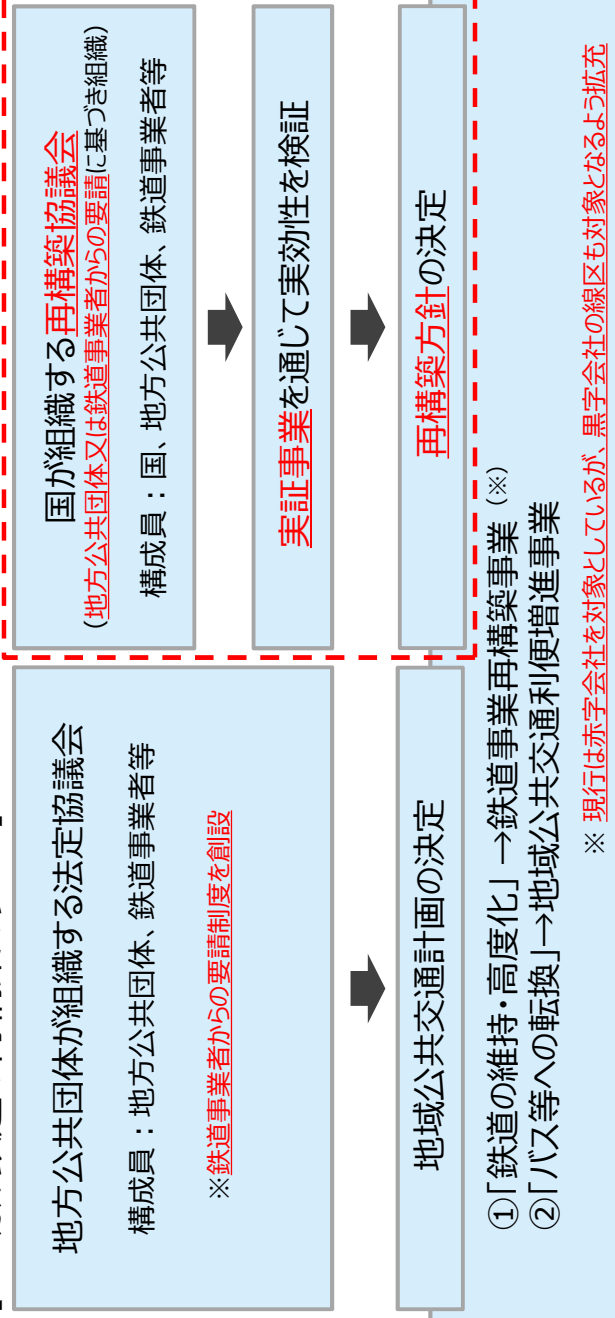
## 背景・必要性

- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしては、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要。

## 概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、国土交通大臣に「再構築協議会」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。

## 【ローカル鉄道の再構築のフロー】



## 【合意形成に向けた国の支援】

- 協議会開催、調査事業・実証事業について、「地域公共交通再構築調査事業」（新設）により国が支援

## 【合意実現に向けた国の支援】

- 社会資本整備総合交付金に基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設し、国が支援
- 規制・運用の緩和・見直し・協議運営制度の導入・技術・安全規制の見直し等

地域公共交通の再構築を実現

## 糸魚川市地域公共交通協議会規約

## (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

## (名称)

第2条 この会の名称は、糸魚川市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

## (事務所)

第3条 協議会の事務所は、糸魚川市一の宮一丁目2番5号糸魚川市役所内に置く。

## (目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

## (協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

## (1) 活性化再生法に関すること。

- ① 網形成計画の作成及び変更に関すること。
- ② 網形成計画の実施に関すること。

## (2) 道路運送法に関すること。

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- ② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

## (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する事業等に関すること。

## (4) 協議会の運営方法に関すること。

## (5) その他協議会が必要と認めること。

## (組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監査員 2人

- 3 会長は、糸魚川市副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
- 7 監査員は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

この規程は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	委員
活性化再生法 第6条第2項 第1号の委員	糸魚川市 副市長
活性化再生法 第6条第2項 第2号の委員	糸魚川バス株式会社
	頸城自動車株式会社
	株式会社ツカダ運輸
	有限会社早川観光タクシー
	有限会社糸魚川タクシー
	NPO法人ぐりーんバスケット
	富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長
	糸魚川市ハイヤー協会
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
	えちごトキめき鉄道株式会社
	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長
	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長
活性化再生法 第6条第2項 第3号の委員	糸魚川警察署 交通課長
	地域公共交通の利用者または市民（能生地域）
	地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域）
	地域公共交通の利用者または市民（青海地域）
	糸魚川市校長会
	糸魚川市老人クラブ連合会
	福祉関係者
	くびき労働組合糸魚川バス部会
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 （企画調整担当）
	新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監
	糸魚川市観光協会
	能生商工会
	糸魚川商工会議所
	青海町商工会